

# 第三類 第二號

## 請願委員第一分科(内閣、大藏省所管及他)會議錄(速記)第二回

(一〇五)

大正十五年三月十日(水曜日)午前十時五十  
六分開議

出席委員左ノ如シ

主査 長峰 與一君

太田信治郎君 橫山 一格君

宮崎松次郎君 平山爲之助君

田口 文次君 安保 康三君

兼務 浅川 浩君 岡田伊太郎君

古川 清君 森 肇君

大城幸之一君

大藏參與官 塚本 清治君

大藏書記官 藤井 真信君

大藏技師 黒金 泰義君

牧山 耕藏君 三木 武吉君

主査ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

長岡 外史君 多木久米次郎君

神田 正雄君

清瀬 一郎君 近藤 達見君

田崎 信藏君 廣瀬 德藏君

藤田 包助君 寺田 市正君

大藏書記官 加藤榮一郎君 青木 得三君

專賣局長官 今北策之助君

本日ノ會議ニ上リタル請願左ノ如シ

一 故赤禪武人氏贈位ノ件(第五〇〇號)

二 故澤才兵衛氏贈位ノ件(第五四〇號)

三 皇位並紀元算定ニ關スル件(第五五五號)

四 皇位ノ正閏ニ關スル件(第五五六號)

五 官營印刷業ノ制限ニ關スル件(第六三七號乃至第七一八號)

六 林野ノ所有確認ニ關スル件(第四四八號)

七 臺灣議會設置ノ件(第三三四號)

八 田畠ノ地價修正ニ關スル件(第七三二號)

九 織物消費稅ニ關スル件(第五三九號)

一〇 黑糖及白下糖消費稅免除ノ件(第五七八號、第五七九號)

一一 著真機及附屬品等ノ關稅改正ノ件(第四四五號)

一二 亞鉛引針金關稅引上ノ件(第四九一號)

一三 人造絹絲輸入關稅引上反對ノ件(第五五三七號)

一四 唐木原料ニ對スル奢侈稅免除ノ件(第五九〇號、第五九一號)

一五 仙崎港開港ノ件(第五七〇號)

一六 萬國貨幣法統一ノ件(第五五四號)

一七 貯蓄銀行ニ於ケル貯金通帳ノ印紙

稅免除ノ件(第五九八號)

一八 貯蓄銀行法第九條ニ依ル支拂保證

免除ノ件(第五九九號)

一九 貯蓄銀行ヨリ他銀行ヘノ預金利子

ニ對スル所得稅免除ノ件(第六〇〇號)

二〇 貯蓄銀行法第九條中改正ノ件(第六〇一號)

二一 貯蓄銀行法第一條中改正ノ件(第六〇二號)

二二 貯蓄銀行法第十三條中改正ノ件(第六〇三號)

二三 貯蓄銀行三對スル營業稅免除ノ件  
(第六〇四號)

件(第五二一四號乃至第五三一號)

O長峰主査 是ヨリ開會致シマス、日程第

ス——紹介議員ガ見エテ居リマセヌカラ是

ハ後廻シ、次ハ日程第二、故澤才兵衛氏贈

位ノ件ヲ議題ニ致シマス

O多木久米次郎君 一寸簡単ニ申上ダマス

ガ、申スマデモナク開墾ニ付テノ最モ大ナ

ル功勞者ヲ表彰シテ貢ヒタイト云フ請願デ

アリマス、三百十餘年前ニハ此開墾ト云フ

モノハ重大ナル事柄デ、是ハモウ表彰シテ

金ヲ附ケテ貢ヒタイト云フ意味デゴザイマ

セヌ、斯ウ云フ風ニ表彰シテ貢フト云フコト

ハ、地方人心興與ノ上ニモ非常ナ力ガアル

ト云フコトハ言マデモナイ次第デゴザイ

マス、ドウカ政府ニ於テモ思想界ノ善化ノ

者ガ澤山アル譯アリマスガ、一方表彰ノ

恩典ヲ受ケルコトガ出來ヌト云フコトハ、

國家ノ爲ニ洵ニ遺憾ニ思フノデアリマス、

請願ノ趣旨ハ右ノヤウナ次第ゴザイマス

ガ、ドウカ御採擇下サルト共ニ政府ニ於テ

ハ大ニ御考慮ヲ願ヒタ、又併セテ政府委

員ノ御所見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

O塚本政府委員、兵庫縣加古郡ノ篤志家澤

才兵衛氏ノ行爲ニ付キマシテ、只今多木

サンカラ御説明ガアリマシテ、相當贈位ノ

御沙汰ヲ仰ガル、コトノ出來ルヤウニト云

フ請願ノ趣旨ヲ御陳述ニナリマシタ所ヲ承

リマシタ、又請願ノ趣旨ノ要領トシテ記載

サレテアリマス所ニ依リマスト、同縣同郡

加古新村等ノ開發ニ付テ盡力セラレタノデ

ニ起セラレタト云フコトヲ、其請願ニ依シテ

承致スノデアリマス、所ガ政府ト致シマ

シテハ、是マテ當該縣知事カラノ申出カ

アッタノデアリマスガ、書類ノ上ニ微ズベ

キモノガナイ、今日マデ此調ハ實ハ致シテ

居リマセヌノデ、承致シテ居リマセヌ、

ソレ故ニ詳細ニ取調ガ出來マシタナラバ、

ドウ云フ手續ガ運ハレマスカ、測リ難イノ

デアリマスケレドモ、今ノ所デハ此請願ノ

趣旨ニ依シテ、略其要領ヲ知ルダケノ事デ

アリマシテ、其詳細が分リマセヌカラ、只

今ノ所請願ノ趣旨ヲ採擇ナレテ宜イカ、又

如何ニ訟議サルベキカト云フコトニ付テ

ハ、御答申上ダ兼不ルノデアリマス、左様

御承知ヲ願ヒマス

O多木久米次郎君 一寸申上ダマスガ、唯

漬ニ對スル功勞者魚住逸次、岩本須三郎ノ

事ニ付テモ、政府ノ御意嚮ト云フモノハ、斯

ウ云フモノハ多少調査シタ事モアルケレド

モ、火災ノ爲ニ無クナツタト云フコトデア

リマスガ、斯ウ云フモノハ賞勵局ノ責任デ

ハナイカト存ジマスカラ、ドウカ至急ニ實際

ノ御調査ヲ下サレマシテ、相當ノ御沙汰ニ

與リタイノデアリマス、御多用中恐入リマ

スガ、ドウカサウ云フ事ニ御取計ヲ願ヒタ

- 岡田委員 紹介議員ノ多木老ハ、屢々古イ功勞者ノ表彰ニ努メラレルノデ、誠ニ吾吾奇特ノ至リト考ヘテ居ルノデアリマス、併シ本案ハ政府ニ於カレマシテモ未ダ其調査ガ付イテ居ラヌ、特殊ノ功勞者ニ對シテハ、其地方長官ヨリ上申モアル筈デアルガ、マダ其調査ガ付イテ居ラス、其運ビニナッテ居ラヌノデアルカラ、何レ調べテ見タイト云フコトデアラウト思ヒマス、故ニ斯ノ如ク地方ニ功勞アル、所謂公益ニ盡シタル、現在デ申スト産業ニ重キヲ置イテ、地方ニ盡力シタト云フ人デアリマスカラ、相當ノ調査ヲセラレンコトヲ望ム旨ヲ以テ、政府ニ参考トシタイト思フノデアリマスカ

○長峰主査 只今岡田君ノ参考送付トシテノ御意見ニ對シテ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト賛成ト呼フ者アリ〕

○長峰主査 日程第一ハ参考送付ニ決定致シマス、日程第三、皇位並紀元算定ニ關スル件——紹介議員ハ御出デニナッテ居リマスカ

○長峰主査 御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○長峰主査 然ラバ参考送付ト決シマス、日程第四、皇位ノ正閏ニ關スル件——紹介議員ハ見エテ居リマセヌカ

○岡田委員 本案モ矢張我ガ皇室ニモ關シテ、國史ニ涉ル事柄デアリマスカラ、政府

ニ参考トシテ決メテ置キタイト思ヒマス  
○長峰主査 至極尤ノヤウデアリマスカ  
ラ、参考送付デ宜シウゴザイマスカ

ト致シマシテ、アレニ依リマスト、日本内地同様ノ法律ハ臺灣ニモ勅令ヲ以テ施行スル、内地ノ事情ニ依リ難キモノハ矢張六三

帝國ノ最高ノ權威ヲ以テ爲スベキモノト思  
ヒマスカラ、何卒此問題ダケハ慎重ニ御審  
議アランコトヲ望ミマス

- ニ参考トシテ決メテ置キタイト思ヒマス  
○長峰主査 参考送付ト決シマス、日程第  
五、官營印刷業ノ制限ニ關スル件、紹介議  
員ハ御居アニナツテ居リマスカ——後廻シニ  
致シマス、日程第六、林野ノ所有確認ニ關  
スル件

○牧山耕藏君 是ハ朝鮮人ノ請願デアリマ  
ス、私此朝鮮人ニ面識ハナインデアリマ  
スガ、態斯ウ云フ請願書ヲ——本文ハ可  
ナリ長イモノデアリマスガ、送シテ參リマシ  
タカラ紹介致シタ次第デアリマス、實ハ内  
容ヲ能ク水知致サヌノデアリマスカラ、政  
府委員ガ御出席デアリマスカラ、其方ヨリ  
モ事情ヲ御聽取ノ上御審議ヲ願ヒマス  
〔政府委員ノ説明ヲ求メマス〕ト呼フ  
者アリ

○黒金政府委員 私ハマダ一向存ジマセヌ  
ノデ、御答申上ダ兼ネマス

○岡田委員 本請願ハ要約シテ隨分長イ請  
願デアリマス、紹介議員モ文書表ニ據ラ  
ケレバ説明ガ出來ヌヤウデアリマス、又政  
府ニ於カレテモ、之ニ對シテ答辯ガ作ラレ  
テ居ラヌヤウデアリマスカラ、後廻シニ願  
ヒマス

〔後廻シニ願ヒマス〕ト呼フ者アリ

○長峰主査 ソレデハ後廻シノ御意見ガア  
ルヤウデアリマスカラ、後廻シニ致シマス  
日程第七、臺灣議會設置ノ件デアリマス、  
議題ニ致シマス、紹介議員

○清瀬一郎君 是ハ此請願委員會ニ前後七  
回出テ居リマスカラ、詳細ハ説明ヲ申ス必  
要ハナカラウト思ヒマス、要スルニ法律上  
ノ構成ハ、今施行セラレテ居リマス大正十  
年法律第三號、アノ法律並ニ其精神ヲ前提

ト致シマシテ、アレニ依リマスト、日本內  
地同様ノ法律ハ臺灣ニモ勅令ヲ以テ施行ス  
ル、内地ノ事情ニ依リ難キモノハ矢張六三  
法時代ノ組織デ總督ニ委任シテアル、其總  
督ニ委任シテアルモノ、即チ臺灣特殊ノ事  
情ニ關スル立法ヲ爲スニ付テ、公選議員ノ  
參與ヲ許サレタイ、又是ト同時ニ臺灣ノ豫  
算ヲモ何等カノ方法ニ依ツテ、例へバ内地ニ  
於ケルガ如クニ、教育、土木、警察ノ一部  
ト云フヤウナモノヲ協賛スルカ、又ハ特別  
會議ヲ帝國議會ニ提出スル前ニ其審議ヲス  
ルカ、我國ノ憲法又ハ既成ノ法律ノ精神ニ  
觸レザル範圍ニ於キマシテ、殖民地ノ立法  
機關ヲ設ケテ吳レ、斯ウ云フ趣旨デアリマ  
ス、從前度ニ審議ノ延期ニ相成タ事情ハ、  
臺灣總督府ノ代表政府委員ガ始終出席ヲ拒  
マレタト云フヤウナ事情デアリマシタケレ  
ドモ、此問題ノ價值ト云フモノハ、臺灣ノ  
行政ノ問題デハナイ、今臺灣ニ於ケル行政  
ガ良イカ惡イカト云フヤウナ問題デナクシ  
テ、帝國ノ大方針デアリマス、日本ノ國策  
ト致シテ新領土ヲ如何ニスルカト云フコト  
デアリマスガ故ニ、政府ノ首腦中心ノ方ガ  
居ラレルカラ結構ナノデアリマスガ、第五  
十議會ニ於テ、私ハ豫算委員會ニ於テ、內  
閣書記官長ガ——今ハ司法大臣ニナツテ居ル  
江木書記官長ガ、總理大臣ノ出席ヲ求メタ  
ノデアリマスガ總理大臣代理トシテ出テ來ラ  
レテ、今ト同ジ事ヲヤルコトハ無論明言ハ出  
來ナイケレドモ、臺灣其他ノ新領土ニ於テ  
モ適當ナル參政ノ機會ヲ與ヘナケレバナラ  
ヌト云フコトニ付テハ異存ガナイ、斯ウ云フ  
コトハ掲ゲテ速記録ニアリマス、是ハ今日  
ノ文明國トシテ相當ノ事ト考ヘマス、今承  
ハレバ臺灣總督カラ何カ言フテ來テ居ルサ  
ウデアリマスガ、臺灣總督ヤ向フノ行政  
ヲ扱アテ居ル者ノ意見ニ依ルノデナクシテ、

○ 黒金政府委員　臺灣議會設置請願ハ、只今清瀬君ノ御話ノ如ク今日マデ既ニ七回ニナッテ居リマス、其中最初三回ハ貴衆兩院ニ於テモ不採擇ニナッテ居リマス、第四回目ニ於テハ衆議院ノ解散ノ爲ニ審議ノ結果ヲ見ルコトガ出來ナカッタ、五回、六回ハ貴族院ニ於テハ上程サレナカッタ、衆議院ニ於テハ慎重審議ガアリマシタケレドモ、決定ヲ見ルニ至ラナカッタ、此請願ノ要旨ヲ見マスルト、只今紹介議員カラ御話ノ如ク、臺灣議會ヲ設置シテ、臺灣特殊ノ事情ニ基ク特別法規、及臺灣ニ於ケル豫算ノ議決權ヲ付與スルノ臺灣議會ヲ設置シタイト云フコトニアルヤウデアリマス、併ナガラドウモ請願ノ要旨ガ多少漠トシテ居リハセヌカト思ヒマシタ如ク、從來植民地ニ對シテハ内地ノ延長主義ヲ取テ居リマスカラ、相當ノ時機ヲ見テ内地同様ノ自治制ヲ施行シテ進ムト付テハ、總理大臣ノ言ハレマシタ如ク、今日ニ於テハ尙ホ尙早ト見ルノデアリマス、ケレドモ、其自治制ヲ施行スル時機如何ニ付テハ、總理大臣ノ言ハレマシタ如ク、今スル機關トシ、若クハ臺灣ノ豫算ノ議決ヲ爲スト云フコトデアリマスレバ、聊カ憲法上ニ抵觸ノ虞ハナイカト思ハレルノデアリマス、何故ナレバ法律ニ付キマシテハ、申トシテ、現在ノ如ク臺灣總督ニ委任セラレ

タルモノ、如キ形ヲ以テ、臺灣議會ニ委任スルト云フ場合ガアツタシタナラバ、ソレハ或ハーツノ方法カモ知レヌト思フ、併ナガラ元來立法事項ハ申スマデモナク帝國議會ノ職權デアリマスガ故ニ、之ヲ地方ノ分權ニスルト云フコトハ、聊カ穩當ヲ缺クカノ如ク感ズルノデアリマス、殊ニ豫算ニ至リマシテハ、是ハ帝國議會唯、獨リ議決權ヲ持テ居ルノデアリマシテ、之ヲ臺灣ノ議會ト云フモノヲシテ、國費豫算ノ議決ヲ爲サシムルト云フコトハ、聊カ憲法上穩力デナイデハナイカト、政府トシテハ解釋シダマシタ趣旨ニ依リマシテ、當議會ニ於キマシテモ御採擇ニナラザランコトヲ希望スル次第デアリマス、就キマシテハ右申上

○清瀬一郎君 一寸政府ニ伺ヒマス、是ハ常ニ問題ニナリマスガ、法律論ハ聊カ抵觸スルシナイト云フ問題デアリマセヌ、アナタ方ガ此案ガ陛下カラ御下賜給ハシタ帝國憲法ニ聊カ抵觸スルト云フ、其根據ヲ明瞭ニ承ハッテ置キタイト思ヒマス、アナタ方ハ大正十年法律第三號、臺灣總督ニ立法權ノ一部ヲ委任シタ、アノ法律ガ違憲ト仰シヤルノカ、アノ法律ガ違憲デナイト仰レヲ承ハッテ置キマス

○黑金政府委員 私が申上ゲマシタノハ、今日臺灣總督ニ委任スルト云フコトハ、法律ノ委任デアリマスカラ一向差支ゴザイマセヌ、又此委任ノ形式ヲ以テ、臺灣議會ニ同ジク臺灣特殊ノ立法權ヲ與ヘルト云フコトモ、一ツノ方法デアラウカト思ヒマス、併ナガラ此請願ニ依リマスレバ、臺灣ニ於ケル豫算ヲ議決スルノ權ヲ與ヘテ貰ヒタイト云フコトニナッテ居リマス、臺灣ノ豫算

○清瀬一郎君 出來ナイ事デナイト仰シハ申スマデモナク國費デアリマス、國費ノ

議決權ヲ與ヘルト云フコトハ、是ハ議會ノ權能デアッテ、臺灣議會ニ付與スベキモノデナイト、此二ツノ點デ申上ダタ次第デアリマス

○清瀬一郎君 豫算ノ事ハ今伺ハナクテモト考ヘマスカラ、或ハ人ニ依テハ解釋上必シモ憲法抵觸デナイト云フ立場モ立ツカト思ヒマス

○清瀬一郎君 アナタ方ノ御意見ヲ聞キタ

○黑金政府委員 政府ノ意見トシテハ聊カ虞ト考ヘテ居リマス

○長峰主查 一寸紹介議員ニ申シマスガ、或ベク座談的ニナラナイヤウニ、請願ノ趣旨ヲ明瞭ニシテ下サレバ、後テ委員ノ方デ審議シマスカラ…

○清瀬一郎君 政府委員ノ意見ヲ伺ッテ、聊カ憲法ニ反スルト云フヤウナ事ガアリマシタカラ、大正十年法律第三號ニ依リ委任命令ヲ作ルニハ、公選議員ノ參加スルト云フコトガ聊カ憲法ニ反スルト云フコトハ、如何ニモ大正十年法律第三號ノ趣旨ガ違憲デアルカノ如ク聽ヘマスカラ、是ハ私共ガ協賛シタ法律デアリマスカラ、ハッキリシタ事ヲ承ハラウトシテ言タノデアリマス、之ヲカラ、自然討論ノヤウニナッテ甚ダ相濟ミマセヌガ、何等他意ガアルノデアリマセヌ

○黑金政府委員 今私ガ申上ゲマシタノハ、必カラ、質問ヲ致シマセヌガ、免モ角モ此議會設置ノ要求ヲ通ルト致シマスレバ、新領土ノ統治ノ方針ニモ大ナル關係ヲ持テマスルシ、而シテ此請願ノ趣旨ヲ考ヘテ見ルトカラ、其議會ニ於ケル自治制度ヲ要求シテ居ラレルノデモナク、又臺灣ニ議會ヲ設ケルト云フコトニ付テ、其議會ニ附與、サレル權限ノ點ニ付テモ明確ナラザル所ガアリマスカラ、請願委員會トシテ採擇ヲシテ

○黑金政府委員 今私ガ申上ゲタノハ、必分リノコト、思ヒマスガ、斯様ナ事ニ付テ來ナイ事デアラウトハ強テ解釋スルモノデアリマセヌ、之ヲ虞ト申シタノデアリマスカラ、其以前ノ立法ノ事モ遺失カト思ヒマス、屢々未決ノ儘ニ御延期ニナッテ居ルヤウデアリマスガ、更ニ考慮ノ餘地ヲ與ヘ

○岡田委員 本案件ハ毎議會出テ參ル案デアリマスガ、何時モ一應論議セラレマスガ、要スルニ帝國議會ハ一アッテ二アル譯モノデナイ、然ルニ臺灣議會設置トニフ請願デアリマシテ、帝國議會ノ延長又ハ分身ノヤウニ間エルノデアリマス、之ガ此請願ヲ毎時ムヅカシクシナケレバナラヌコトニナリマス、只今紹介議員及政府委員ノ應答ニ依リマシテモ、請願ノ意ノ在ル所ノ一部ト、又政府ノ持ツテ居ラレル意見ノ一部モ拜承致シタノデアリマスガ、要スルニ未ダ植民地トシテ全般ニ制度ヲ布イテナイト同ジニ、臺灣ニモ制度ヲ布クコトガ出來テ居ナイケレドモ、府縣制ヲ布カナケレバナラナイト云フコトデサウナレバ當然臺灣議會ト云フト言葉ガ奇異デアリマスガ、假ニ臺灣議會、縣會ヲ布ク時代ガ當然來ルト思ヒマスカラ特ニ立法權ヲ云々スルトカ、或ハ布イテ宜シイト云フ時代ガ何時來ルカ、今直グ開イテモ宜イデハナイカ、或ハ今少シ調査ヲ要スルトカ、或ハ備ヘノ足リナイ點ガアルト云フヤウナ意味デ、之ヲ延バシテ議會ト同ジモノヲ臺灣ダケヲ分ケテヤルト云フヤウニ思ハレルト、何時モ請願委員會ニ於テ問題マデモナク否決シテ行クヨリ外人モ安心スルダラウト思ヒマス、唯、帝國方法ガナイノデアリマス、故ニ請願ノ特別立法、所謂六三法ヲ云フノデアリマス、大正十年法律第三號ニ依ツテ當然委任セラレタル委任權ヲ又臺灣議會ニ付シ、審議シテ、

其可否ニ付テハ、又中央政府ニ於テ之ニ對シ監督權ヲ持テ居ルノデアリマスカラ、同ジ事デアリマス、總督一己ニ決メルコトヲフ、意思デアラウケレドモ、一應參政ノ時ヲ與ヘテ、吳レロト云フコトガムヅカシイ問題ニナツテ、居ルカラ、之ヲモウ少シ明瞭ニ、所謂諸問ダケモシテ貴へレバ宜イ、又豫算ハ全部ノ豫算デハナイ、所謂之ヲ分チテ國費デヤルモノハ國費デヤッテ、吳レ、バ宜イ、地方ノ屬スルモノハ、地方ニ委シテ、吳レ、バ宜イ、又豫算ハ斯ウ云フ風ニ分ケテ、請願シタラ宜イト思ヒマス、サウスレバムヅカシクナイ、今ノ儘デ、臺灣ヲ切離シテ、法律ハ委任立法ニ賛成ヲシテ、吳レ、ソレカラ豫算ハ臺灣ノ事ハ總テ分ケテ豫算ヲ委シテ、吳レ、斯ウ云フコトニナルト、今ノ帝國議會ノ延長、分身見タヤウニナルガ、請願ノ本旨ハサウデハナカラウト思ヒマス、ソレカラ請願者ガ二千數名ノ人ニデアリマスルガはモ臺灣全體ニ及ブテ居ル請願デアルカ、大體ニ於テ臺灣ノ本地人ト共同デ斯ウ云フ請願ヲシテ居ルノデアルカ、或ハ單ニ臺灣人ノ請願デアルカ、是モ文書表ニハ見エヌケレドモ御承知ナラバ、伺ツテ置キタイ

清瀬君カラ御話ニナツカラ申シマセヌ、次ニ御話ノ臺灣人ノ希望デアルカ、内地人ノ希望デアルカト云フコトデアリマスガ、此二千三名ノ請願者ハ悉ク臺灣ニ本島人ダケデアリマス、今日臺灣ニ居リマスル内地人ト申シマスノハドウカト云ヘバ、斯ウ云フ請願ヤ總テノ事ニ付テ、政治上ニ於テ異ナリマスルガ、反對ノ氣分ガ多イコトハ皆サン御承知ノ通リデアリマス、今言ッタ本島人ノ人達ト云フ者ハ、内地人ノ人達ト云フ者ト、種々ナル仕事ノ關係カラ、根本的日本ト臺灣トノ間ガ如何ニスレバ結付クカト云フ、大キナ考ニ立テ居ル人ガ少イノデアリマス、其結果今政府當局ノ御話ニナツタヤウニ、頗ル吾々トシテ解釋ハ出來ナイヤウナ考ヲ持テ居ルコトガ多イコトハ事實デアリマス、サウシテ最後ニ私ハ一言——討論デハナイガ附加ヘテ置キタイノ議會ガ自分ノ領土内ニ在リナガラ、餘り審トノ二回ハ又審議未了ト云フコトデ、帝國上カラ困ルト云フ御議論ガアタ、而モ之ヲ採擇シタカラト云テ、急ニ此通リノ事ヲシナケレバナラヌ、此請願ガ採擇サレタ以上、政府當局ハサウシナケレバナラヌト云フノデハナイ、議會ガ相當ノ同情ヲ持テ居ルト云フコトデ、臺灣統治ノ上ニ妙カラザル考慮ヲ拂フコトニナルカ知ラヌガ、是ガ決議ニナリ採擇ニナツカラ、急ニ此通リラスルコトハナイト思ヒマス、今政府委員ノ御話デハ、是ガ通過スレバ直グニデモ斯ウ云フコトニナルト云フヤウニ御話ガアリマシタガ、法律上、財政上ノ事ニ對シテ、帝國議會ヲ經ズシテヤルコトハ一モ無イノデ

○清瀬一郎君 今岡田君ノ懇切ナル御意見  
ガアリマシタ、私モ感謝致シマス、今御質  
問ノ豫算ノ事ハ、無論是ハ地方自治制ト同  
ジ意味ニナルト思ヒマス、幾ヲ是ガ出来マ  
シテモ、臺灣ニ於キマスル軍隊ノ費用トカ、  
總督府ノ俸給、内地ノ官治行政ニ屬スル事  
ヲ臺灣ガ審議スルト云フコトハヤレルベキ  
モノデナイ、何レ是ハ臺灣ニ固有ナル、ド  
ウ言ヒマスカ、民政事務ト言ヒマスカ、土  
本、教育、道路、河川ト云フヤウナ事ハ、  
府縣ト同シヤウナ組織ニ依テ委任サレマ  
シテ、ソレヲ審議スルト云フコトニナルコ  
トハ無論ト思ヒマス、殊ニ植民地デアリマ  
スカラ、軍隊組織、警察組織、總督府ト云  
フヤウナモノ、官治ノ系統ニ屬スル事ハ、  
帝國議會ノ協賛ヲ經ルコトハ無論ノ事デア  
リマス、ソレカラ今ノ立法委任、審議權ノ  
限度デアリマスガ、斯様ナル議會ガ作ラレ  
マシテ、ソレノ決議ニ任スト云フコトハ、  
ソレハ最終ノ決定トスルカ、或ハソレハ參  
考的ノモノニナルカ、ソコ等ノ事ハ制度ガ  
出來タ上ノコト、私ハ思ヒマス、此請願ニ  
モ「臺灣ノ特殊ノ事情ニ基ク法規ニ付テハ  
臺灣住民ヨリ組織セル議決機關ニ審議權ヲ  
與ヘラレタシ」、免モ角審査權ガ欲シイト  
モノヲ置クカ、或ハモウ少シ緩クシテ、總  
督ノ参考ニ供スルヤウニスルカト云フコト  
ハ、請願デアリマスカラ、帝國議會デ之ヲ  
御決定ニナレバ宜シイ事デアリマス、一般  
テ審議機關ヲ拵ヘル、ソコデ立案案スル際ニ  
御決定ニナレバ宜シイ事デアリマス、一般

ノ請願ト同ジャウニ、悉ク此通りノ筋書通  
リニシロト云フコトヲ特定致シテ居リマセ  
スカラ、此主義ニ於テ御贊同下サレバ、ソレ  
ヲ以テ請願者ハ満足スルコト、思ヒマス、ソレ  
ソレカラ第三ノ請願者ノ方面デアリマス  
ガ、是ハ神田君カラ申シマシタガ、實ハ此  
處デ私ハ申シマセヌ、言フタラ又はハ大分  
問題ニナル事デアリマスガ、臺灣ニ於テハ大  
體ニ於テ此請願運動ハ制限サレル傾キガア  
ル、ソレハ此所ニ居ラレル政府委員モ恐ラ  
ク御否認ニハナラスト思ヒマス、此請願者  
ハ當局ノ忌諱ニ觸レテ居リマス、デアリマ  
スカラ廣ク内地ノ人ノ署名モ取フテ宜カラ  
ウ、又二千人、三千人ト言ハズ、多クノ贊  
同ヲ求メテ居ルト云フ意味デ、モウ少シ多  
數ノ署名ヲ取フタラ宜カラウト云フコトヲ  
私モ言フテ居リマシタガ、ソレヲ致スト向  
フノ警察官憲ヲ相手トスルコトニナリマシ  
テ、不穩當アリマスカラ、問題ヲ惡化サ  
セマスカラ、斯様ナル請願者ハ相當アルト  
云フコトデ、此請願者林獻堂其他ノ人ノ知  
人關係ノ者ガ出テ居ルノデアリマス、以前  
ニハモウ少シ澤山出テ居リマシタ、ソレヲ  
辯明致シテ置キマス

○森委員 只今岡田君ト紹介議員兩君トノ

御問答ニ依フテ伺フテ見ルト、其御問答ノ間  
ニ現レタ意味ト此請願ノ趣旨ト、此文書表  
ニ御舉ゲニナッテ居ル所ノ文字ト兩方對照  
シテ見ルト、ドウモマダ此請願ノ趣旨目的  
ガ明確デナイヤウニ思ヒマス、即チ此文字  
ニ書イテアル所ヲ見ルト「臺灣特殊ノ事情  
ニ基ク特別法規及豫算ノ議決權ヲ付與スル  
ノ臺灣統治法ヲ制定セラレタシ」斯ウ云フ  
事ニナッテ居リマス、今岡田君ガ御詫ノ日  
本内地ノ道廳、府縣ニ於ケルカ如キ自治制  
度ヲ布クヤウニシタラ宜ヒガト云ウタガ、  
其點ニ付テ清瀬君ノ御説明ハ御贊成爲サル

ソレカラ第三ノ請願者ノ方面デアリマス  
ガ、是ハ神田君カラ申シマシタガ、實ハ此  
處デ私ハ申シマセヌ、言フタラ又はハ大分  
問題ニナル事デアリマスガ、臺灣ニ於テハ大  
體ニ於テ此請願運動ハ制限サレル傾キガア  
ル、ソレハ此所ニ居ラレル政府委員モ恐ラ  
ク御否認ニハナラスト思ヒマス、此請願者  
ハ當局ノ忌諱ニ觸レテ居リマス、デアリマ  
スカラ廣ク内地ノ人ノ署名モ取フテ宜カラ  
ウ、又二千人、三千人ト言ハズ、多クノ贊  
同ヲ求メテ居ルト云フ意味デ、モウ少シ多  
數ノ署名ヲ取フタラ宜カラウト云フコトヲ  
私モ言フテ居リマシタガ、ソレヲ致スト向  
フノ警察官憲ヲ相手トスルコトニナリマシ  
テ、不穩當アリマスカラ、問題ヲ惡化サ  
セマスカラ、斯様ナル請願者ハ相當アルト  
云フコトデ、此請願者林獻堂其他ノ人ノ知  
人關係ノ者ガ出テ居ルノデアリマス、以前  
ニハモウ少シ澤山出テ居リマシタ、ソレヲ  
辯明致シテ置キマス

○岡田委員 本案ハ連年ノ審議ニ拘ラズ、

本議會ニ於テ現レタル質問應答ノ上カラ見

マシテ、尙ホ審議致ス必要ガアルト思ヒマ  
ス、今日ハ此程度ニ措キマシテ次回ニ又審  
議シタイト思ヒマス、延期ニ贊成シマス  
○長峰主査 只今森君、岡田君カラ更ニ慎  
重ニ審議シタイ爲ニ重不テ會議ヲ開キタイ  
ト云フ意味ヲ以テ、本日ハ此程度ニ止メマ  
シテ、又後日審議ヲスルト云フコトニ御異  
議ハゴザイマスマイカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○長峰主査 ソレデハ是ハ更ニ審議ヲ致ス  
ト云フコトニシマス——日程第八、田畠ノ地  
價修正ニ關スル件——紹介議員見エテ居リ  
マスカ

○岡田委員 本案ハ私ガ紹介議員ニナッテ  
居リマスガ、山形縣ノ東田川郡ハ、明治九  
年ニ地價等級改正ノ際ニ、地質、交通其他灌  
溉、種々ノ畠地ノ等級ヲ定ムベキ要素ノ數  
點ヲ誤フテ附ケタモノデアルガ故ニ、改正  
シテ戴キタイト云フコトヲ屢々申出テ居リ  
マスガ、尙ホ其儘ニナッテ居ル、斯ウ云フ  
ノデアリマス、前ニモ二回採擇ニナッテ居  
リマス、此場合御採擇ヲ御願致シマス

○藤井政府委員 是ハ山形縣東田川郡ノ一

部ニ於キマシテ、特別ノ地價修正ヲシタイ  
ト云フ請願デアリマスガ、此種ノ類似ノ請  
望ノ申出ハ少カラズアルノデアリマスガ、  
アリマスガ、苟モ請願委員會トシテ之ヲ取  
扱フニ當ツテ、趣旨目的ヲ明確ニ致シテ、其  
趣旨目的ニシテ贊成スベカラザルモノガア  
ルナラバ、採擇スベカラザルコトハ當然デ  
アリマス、私ハ今少シク考慮ノ餘地ヲ與ヘ  
ラレンコトヲ望ミマス

○岡田委員 本案ハ連年ノ審議ニ拘ラズ、  
本議會ニ於テ現レタル質問應答ノ上カラ見  
マシテ、尙ホ審議致ス必要ガアルト思ヒマ  
ス、今日ハ此程度ニ措キマシテ次回ニ又審  
議シタイト思ヒマス、延期ニ贊成シマス  
○長峰主査 只今森君、岡田君カラ更ニ慎  
重ニ審議シタイ爲ニ重不テ會議ヲ開キタイ  
ト云フ意味ヲ以テ、本日ハ此程度ニ止メマ  
シテ、又後日審議ヲスルト云フコトニ御異  
議ハゴザイマスマイカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○長峰主査 採擇ニ御異議ゴザイマセヌカ

○岡田委員 採擇ニ願ヒマス

○近藤達見君 是ハ此度衆議院ヲ通過シマ

シタ綿織物ノ消費稅ニ關スル請願デアリマ  
ス、丁度此織物消費稅廢止案ガ議會ヲ通過

シマシテ實施セラル、頃ハ、夏物ノ整理時

期デアリマシテ、織物業者ニ於テハ非常ニ

此稅ノ廢止ニ付テハ感謝致シテ居リマス  
ガ、左様ナ時期デアリマシテ、色々困ニ

居ル事情ガアルノデアリマス、ソレ故ニ其

稅金ヲ政府カラ御戻シヲ願フコトハ當然

デアラウト考ヘテ居リマス、ソレカラ又實

止サレタ時期ニ於テモ稅金ヲ拂フヤウナ形ニナリ

マスカラ、洵ニ矛盾シタ結果ニナリマス、

是ハモウ廢止サレタモノデアルカラシテ、廢

止サレタ時期ニ於テモ稅金ヲ拂フヤウナ形ニナリ

マスカラ、洵ニ矛盾シタ結果ニナリマス、



テ、殆ド全部生産者ガ負擔シテ居ルト云フ  
結論ヲ下スコトガ出來ルヤウニナッテ居リ  
マス、全國黒糖ノ產額ガ七割以上ハ沖繩縣  
カラ產出セラレルノデアリマシテ、沖繩縣  
ハ三百年以來黒糖ヲ以テ唯一ノ物產トシ、  
其產額ノ如何ハ直ニ縣下ノ經濟界ヲ左右致  
シテ、縣民全體ノ生活ノ安危ヲ支配スルト  
云フ狀態ニナルノデアリマス、ソレデ縣ニ  
於テモ是ガ研究ハ固ヨリ手ヲ盡シテ居リマ  
スケレドモ、何分財力ハ貧弱デアリ、規模  
ハ極メテ小サク此甘蔗ノ栽培面積ハ、一戸  
當リ僅ニ三段歩デアリマシテ、ソレニ天然  
ノ恩恵ハ甚ダ薄ク暴風旱害ノ襲來ハ殆ド毎  
年繰返シテ居ルト云フヤウナ狀態デアリマ  
ス、ソレデ段當リ收穫ハ四五千斤内外デア  
リマシテ、他ノ產糖ノソレニ比較シテ、甚  
ダ遜色ヲ呈シテ居リマス、其黒糖製造法ノ  
如キモ甚ダ幼稚デアリマシテ、蔗糖黍ノ壓  
搾ニ牛馬ノ力ニ依テ廻博スル所ノ舊式ノ  
ナ狀態デアリマス、斯様ニ餘程幼稚ノ家庭  
的ノ工業デアリマスガ故ニ生產費ヲ非常ニ  
高イノデアリマス、臺灣カラ改シマシテ、  
治ド三倍ヲ要スルノデアリマス、然ルニ他  
府縣ニ於ケル米麥作ノ農家ノ所得ハ九圓餘  
リ、是ハ帝國農會ノ調查デアリマスガ、ソ  
レト比較シテ其半分ノ收穫を無イノデアリ  
マス、斯ウ云フヤウナ狀態デアリマスルガ  
故ニ、目下政府ニ於テモ社會政策ヲ加味シ  
テ、有ユル施設ヲ爲サル今日デアリマス  
シ、本縣ノ狀態トシテ、也ノ府縣ノ農家ト  
違ヒマシテ、米麥ハ自給自足ハ出來ナイ  
皆移入品デアリマス、唯黒糖パカリガ移  
出サレテ居ルト云フ狀態デアリマス、右申  
上ダマシタヤウナ狀態デ、甚ダ收支賃ハナ

イデ困<sup>フ</sup>テ居ルノデアリマスカラ、此際二圓  
ノ黑糖消費稅、白下二圓五十錢ノ消費稅ニ  
付キマシテ、之ヲ撤廢シテ貳イテ、此憐ム  
ベキ沖繩ノ農家ヲ救ウテ戴キタイト、斯ウ  
云フ御願デアリマス、何卒御採擇ヲ御願ス  
ル次第デアリマス  
○森委員 採否ヲ決スル前ニ一應大藏省ノ  
御意見ヲ伺ヒタイ  
○三木政府委員 只今御紹介ニナリマシタ  
沖繩黒糖白下消費稅免除ニ關スルコトデゴ  
ザイマスガ、沖繩縣ノ財政ノ狀態ガ非常ニ  
困憊疲弊ノ極メアルト云フコトニ對シテ  
ハ、政府ニ於テモ同情ヲ致シ、何トカ是ガ  
始末ヲシナケレバナラヌト云フコトニ付テ  
苦心ヲ致シテ、大正十五年度ノ豫算ニ於テ  
モ、整理緊縮ヲ旨トシテ居ルニモ拘ラズ、  
特ニ沖繩縣ノ爲ニ相當ノ經費ヲ計上シタヤ  
ウナ次第デアリマス、黑糖並ニ白下糖ノ消費  
稅免除モ、之ヲヤレバ是ガ爲ニ沖繩縣ノ經  
濟ニ非常ニ好イ影響ヲ及ボスコトハ、吾々  
モ承知致シテ居リマスカラ、出來得ルコト  
ナラバ何トカ左様取計ヒタイト云フ希望モ  
持<sup>フ</sup>テ居リマスケレドモ、何ト申スニモ此  
黒糖及白下糖ハ、他ノ一般ノ砂糖消費稅ト  
ノ關係モゴザイマス、且又政府財政ノ都合  
及其他ノ他府縣トノ關係モコザイマスカ  
ラ、今日直ニ之ヲ御希望ノ如クニ處置致ス  
コトハ困難デス、元來今回彼ノ政府ノ欲シ  
郷縣ノ黑糖白下糖ノ消費稅ノ事モ、或ル程  
度マデノ解決ガ出來ルコト、思フノデアリ  
マスガ、御承知ノ通リノヤウナ事情デ、一  
般ノ稅制整理ノ中ニ砂糖消費稅ノ問題ヲ組  
入レルコトガ出來マセマデシタカラ、此問  
題ニ對スル解決モ從テ遲レルト云フヤウナ  
形ニナリマシタ、併シ政府ニ於テハ議會ガ

終了スレバ、砂糖消費稅ニ關スルコトノ調  
査ヲ致シマスカラ、其際ニ於テハ十分ニ沖  
繩縣ノ砂糖ノ事等モ斟酌ヲ致シマシテ、相  
當考慮ヲ致ス考デアリマス、何卒其際マデ  
政府ノ確タル意見ノ決定ノ發表ハ御待ヲ願  
ヒタイ  
○太田委員 參考送付  
○森委員 只今政府委員ハ沖繩ノ砂糖ニ關シ  
テハ、十分御諒承ニナッテ居ルト云フ事デ  
アリマスシ、沖繩縣ノ方トシテモ只今ノヤ  
ウナ說明ガアツテ、政府ノ方モ十分考慮ノ  
餘地ヲ有セラレルコト、思ヒマスカラ、此  
沖繩縣民ノ請願ハ採擇ヲ望ミマス  
○長峰主査 太田サンドウデス  
○岡田委員 沖繩ニハ大分同情申上ダルコ  
トガアルヤウデアリマスガ、併シ我國ノ此  
砂糖消費稅ハ重大ノ財源テモアルシ、之ヲ  
根本の廢止ヲスルト云フ事ハドウカト思  
フ、全ク免除スルコトハ考慮ヲ要スルト認  
メマス、參考送付トシテ能ク考慮シテ貰フ  
方ガ穩當ト思ヒマス  
○長峰主査 如何デス  
○森委員 採擇ニ願ヒマス  
〔「贊成々々」ト呼フ者アリ〕  
○長峰主査 ソレデハ採擇ニ決シマス  
日程第十一、蓄音機及附屬品等ノ關稅改正  
ノ件ヲ議題ニ致シマス  
○森委員 是ハ今紹介議員ガ見エテ居リマ  
セヌヤウデスガ、昨年モ既ニ採擇サレ又請  
願ノ趣旨モ適當ト思ヒマスカラ御採擇ヲ願  
ヒマス  
〔「贊成」ト呼フ者アリ〕  
○長峰主査 ソレデハ採擇ニ決シマス  
タ——日程第十二亞鉛引針金關稅引上ノ件

○長峰主査 ノレデハ採擇ニ決シマス——  
日程第十三、人造絹絲輸入關稅引上反對ノ  
件ヲ議題ニ致シマス  
○田崎信藏君 私ハ紹介議員ト致シマシテ  
ナルヤウニ承知致シテ居リマスガ、此輸入  
人造絹絲ニ付キマシテハ、國產品獎勵ノ目  
的ニ關稅ノ引上ヲサレルト云フコトハ、紹  
介致シマス私共モ贊成ノ意ヲ表スルノデア  
リマス、併ナガラ是ハ實際問題ト致シマシ  
テハ、輸入稅ヲ引上ダル爲ニ却テ消費者ガ  
非常ナル損失ヲスル結果ニナリマシテ、政  
府當局ナドニ承リマシテモ、此人造絹絲ニ  
依ル品物ナドニハ戻稅ガサレテアルノデア  
リマスガ、織物ノ如キハ今日非常ナ輸出ヲ  
多ク致シテ居リマス、現在日本ノ人造絹絲  
會社デハマダ需要者ガ要求スルダケ供給ヲ  
シテ吳レナイノデス、サウ云フ次第アリ  
マスカラ、日本ノ國產品獎勵ノ目的ノ爲メ  
ノ關稅引上ニハ同意ヲ致シマスガ、今日マ  
ダ人造絹絲ガ日本ノ製品ヲ驅逐セラル、ニ  
付テハ、ドチラカト申シマスト大資本ヲ擁  
スルモノニ「トラスト」サレル恐ガアルノデ  
アリマスガ、此場合人造絹絲ノ輸入稅引上  
ニ付テハ、十分御考慮願ヘル餘地アリト致  
シマシテ紹介致シタ次第アリマス、何卒  
御採擇アランコトヲ切ニ御願ヒ致シマス  
○岡田委員 是ハ以前八十九圓ト云フモノ  
ヲ課稅シテ居ツタノヲ、我國ノ國產品獎勵ト  
カ或ハ贅澤品ニ對スル考慮トカニ云フ各方面  
カラ見テ增加セラレタノヲ、本案ハ却テ全  
廢セラレタイト云フノデアリマシテ、大分  
政府ノ政策ト背馳シテ居ル點ガアルノデア  
リマスガ、能ク考慮ヲ政府ニ促スノ意味ニ  
於テ政府ニ参考送付ト決定致シタタイト思ヒ  
マス



條ニ依ル支拂保證免除ノ件ニ一寸申上ダ  
マス、貯蓄銀行法第一條ニ於テ零碎ナル資  
金——預金ヲハ受入レテ安全確實ニ利殖ス  
ルト云フコトヲ本旨ト致シテ居ル其貯蓄銀  
行ガ、定期預金ヲ扱フノハ第五條ニ於テ併  
セ營ムコトヲ得、詰リ附帶業務トシテ認メ  
タノデアリマス、其零碎ナル資金ヲ集メテ、  
ソレヲ更ニ有利ニ預ケ替ヲスルト云フ意味  
ニ於テ、零碎ナル資金ノ變形、延長ト云フ  
意味ニ於テ定期預金ヲ扱フト云フコトニ  
ナツテ居リマス、隨テ貯蓄銀行ノ扱フ定期  
預金ハ、貯金ト同様ニ供託ヲ要スル、確實  
ニ保管サセネバナラズ、斯ウ云フ成立ニナ  
テ居リマス、只今ノ所デハ御希望通りニス  
ルコトハ一寸出來ナイト考ヘテ居リマス  
○青木大藏書記官 其次ノ請願ニ付テ申上  
ダマス、貯蓄銀行カラ他ノ銀行ヘノ預金  
ハ、遊資處分ノ必要ニ出タモノデナクシテ、  
代理店ノ多クハ普通銀行ナル關係上、餘儀  
ナク支拂準備タルノ目的ヲ以テ、低利ヲ忍  
ビ預金下ナス狀態デアル、而モ該預金ノ利子ニ  
對シテ第二種所得稅ヲ課セラレル爲ニ、一面  
預金者ニ利子ヲ支拂フトキハ其差ガ幾何モ  
ナイノデ、貯蓄銀行カラ他銀行ヘノ預金利  
子ニ限テ所得稅ヲ免除セラレタイト云フ  
趣旨デアリマス、此點ニ付テハ今回ノ稅制  
整理ニ於テ第一種所得稅ト第二種所得稅ヲ  
重複ヲ避ケルコトニ致シマシテ、第二種所  
得稅ヲ納メラレル場合ニ於テハ、第一種所  
得稅カラ其納付セラレタル第二種所得稅ヲ  
撲滅スルト云フコトニ、御承知ノ通り規定  
ガ出來テ居ルノデアリマスカラ、請願ノ趣  
旨ハ大體ニ於テ稅制整理案ニ依シテ貫徹セ  
ラレルコト、思シテ居ルノデアリマス  
○加藤大藏書記官 貯蓄銀行法第九條中改  
正ノ件、是ハ國債ヲ供託スルコトニアリマ

スガ、其四割ハ地方債ヲ以テ代フルコトヲ  
得ト云フコトニナツテ居リマス、ソレヲ地方  
債ヲ國債ト同様ニ供託シ得ルコトニシテ貰  
ヒタイト云フ請願ノ御趣旨デアリマス、此  
供託物件ヲ國債ト定メマシタ理由ハ、第一  
ハ確實ナモノデナケレバナラズ、ソレカ  
ラ金錢ニ換價スルコトノ容易ナルモノ、又  
融通性ニ富メルモノト云フヤウナ標準ヲ考  
ヘマシテ、國債ト云フモノヲ選定シタノデ  
アリマス、勿論地方債ノ中ニハ地方團體ノ  
發行スルモノデ相當確實ナモノモアラウト  
思ヒマスガ、併シ融通性ト云フ點ニナルト、  
國債ニハ到底及ブベクモナイト思ヒマスノ  
デ、今日國債ノ約四割ハ地方債ヲ以テ代フ  
ルコトヲ得ト云フコトヲ規定シテアリマ  
ス、今急速ニ改正シナケレバナラヌト云フ  
コトハ考ヘテ居リマセヌ、次ニ第一條中改  
正ノ件、貯蓄銀行法第一條ニ二十圓未滿ノ金  
額ヲ預金トシテ受入レルコト、アルノヲ、  
ト云フ趣旨デアリマス、是ハ貯蓄銀行ハ十  
二十圓未滿ト云フコトニ改正シテ貴ヒタイ  
來ルノデ、萬ノ際ソレガ爲ニ資金ノ融通  
スルト、非常ニ運用上固定ノ傾向ヲ帶ビテ  
ニナルト思ヒマスノデ、不動產ノ擔保貸ハ  
地方トシマシテハ已ムヲ得ナイ點ガアラウ  
ト思ヒマスケレドセ、御要求ノ如ク擴大ス  
ルコトハ、銀行ノ營業方法トシテ如何カト  
考ヘマスノデ、直ニ御要求通リ改正スルト  
云フ考ハ持テ居リマセヌ  
○青木大藏書記官 次ノ請願ノ趣旨ハ貯蓄  
銀行ノヤウナ極ク收益ノ少イモノヲ外形標  
準ニ依シテ、營業稅ヲ課スルト云フコトデア  
リマスト、縱令二分ノ一ヲ免除セラレテ居  
リマシテモ、貯蓄銀行ニ取シテハ非常ナ打  
擊デアルカラ、ソレヲ全部免除シテ貰ヒタ  
イト云フ趣意デアルト思ヒマスガ、此點ニ  
付テハ先程御話ガアンタヤウニ、外形標  
思ヒマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○長峰主査 左様ニ決シマス、第十九  
○岡田委員 是ハ監督ノ手心ニ關スルコト  
デアリマスカラ、政府參考送付トシタイト  
レントコトヲ望ミマス  
○森委員 其次ハ、是モ餘程考慮ヲ要スル  
コト、思ヒマスカラ、同様參考送付トセラ  
レントコトヲ望ミマス  
○森委員 私ハ是ハモウ少し研究シテ見タ  
イト思ヒマシテ、次ニ延期致シタイモノデ  
アリマスガ、決定ヲ御希望ノヤウデアリマ  
スカラ、五百九十八ハ、他ノ印紙稅法ト  
スルト云フコトニ御賛成下サレテ御採擇ア  
ランコトヲ願ヒマス、ソレデハ御採擇ヲ願  
ヒマス  
○森委員 是セハ監督ノ手心ニ關スルコト  
デアリマスカラ、政府參考送付トシタイト  
レントコトヲ望ミマス  
○岡田委員 是モ参考送付が宜カラウト思

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○長峰主査 左様ニ決シマス、第十九  
○岡田委員 是セハ監督ノ手加減デア  
リマス、併ナガラ此程度ノモノハ採擇シテ  
宜カラウト思ヒマスカラ、採擇ニシテ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○長峰主査 採擇ニ決シマシタ、第二十  
○岡田委員 是モ参考送付が宜カラウト思

